

NPO 法人こどもとむしの会会員規約

(目的)

第1条 この規約は、NPO 法人こどもとむしの会定款（以下、定款といいます）に定められた会員に関する各種規定について、その内容の詳細を定めること及びその内容の補足説明を目的とします。

(会員の年齢)

第2条 定款第6条における個人は、民法第4条の規定する成年に達した者としてします。

(会員の心得)

第3条 NPO 法人こどもとむしの会の正会員は、定款第3条に掲げた目的に賛同し、定款第4条に掲げた事業の企画及び運営に、自発的に取り組むものとしてします。

(入会手続き)

第4条 定款第7条の2に定める入会申込書は、入会の意志、氏名、自宅住所、電話番号、電子メールアドレスが記載された自由な様式とし、書面または電磁的方法によって、本人が事務局へ提出するものとしてします。

2 入会申込書の提出は、この規約を承諾した上で行うものとしてします。

(会費)

第5条 定款第8条に定める年会費の額は、以下のとおりとしてします。

(1) 正会員 5,000 円

(2) 賛助会員 個人 10,000 円、法人・団体 30,000 円

2 年会費は、当該事業年度開始月の末日までに、納入するものとしてします。

(退会手続き)

第6条 定款第9条に定める退会届は、退会の意志、氏名、自宅住所、電話番号、電子メールアドレスを記載した自由な様式とし、書面または電磁的方法によって、本人が事務局へ提出するものとしてします。

(個人情報の取り扱い)

第7条 NPO 法人こどもとむしの会は、会員の個人情報を保持及び使用し、氏名や居住する自治体名等を、他の会員に対して開示することがあります。ただし、連絡先は、本人の承諾なしに開示しないものとしてします。

2 会員の肖像写真や氏名は、必要に応じ、会のホームページ等で使用できるものとしてしま

す。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正は、理事会において行います。ただし、第4条の改正については、総会において行います。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年(2021年)6月5日から施行し、令和3年(2021年)5月1日へ遡って適用します。